

土木工事技術検査基準

（目的）

第1条 この基準は、生駒市建設工事検査要領（平成10年4月1日施行）第6条の規定に基づき、同要領第2条第2号に規定する検査員が実施する検査（以下「検査」という。）に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2条 検査は、工事の出来高を対象として、設計図書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

（実施状況の検査）

第3条 実施状況の検査は、契約の履行、施工管理、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等に関する各種の記録（写真、ビデオ等による記録を含む。以下同じ。）と設計図書等を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書等を対比し、別表第2により行うものとする。この場合において、出来形寸法等の適否判定は、別に定める出来形管理基準規格値によるものとする。

（品質の検査）

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書等を対比して、別表第3により行うものとする。この場合において、品質規格の適否判定は、別に定める品質管理基準によるものとする。

（出来ばえの検査）

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すり付けなどの程度及び全般的な外観について、別表第4により行うものとする。

（破壊検査）

第7条 前3条の規定にかかわらず、建設工事請負契約書第31条第2項に該当するときは、破壊検査を行うものとする。

(中間検査)

第8条 中間検査は、第4条から第6条までの検査を実施するに当たり、完成検査時にその大部分が不可視となる工事又は足場工等の撤去により完成時に実地検査が出来ない構造物について、監督員と検査員が協議の上必要と認めたときに行うものとする。

2 工事実施状況の中間検査は、監督員と検査員が協議の上必要と認めたときに行うものとする。

附則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

実施状況の検査留意事項

項 目	関 係 書 類	内 容
契約の履行	契約書、仕様書、その他関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況
施工管理	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	管理手法・要員・確認の程度等の施工管理状況、施工管理結果の反映状況、全般的認識程度
工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2（第4条関係）

出来形寸法検査

工 種	検査内容	検査頻度
コンクリート構造物	基準高、延長、厚さ、高さ、天端幅	施工延長50mにつき1箇所以上 （ただし、50m以下の場合は2箇所以上）
土工	基準高、延長、幅、法長	施工延長100mにつき1箇所以上 （ただし、100m以下の場合は2箇所以上）
河川、下水道	基準高、延長、幅、高さ、深さ	施工延長50mにつき1箇所以上 （ただし、50m以下の場合は2箇所以上）
橋梁	基準高、延長、幅、厚さ、支間長、中心間距離、キャンバー	構造物の寸法表示箇所の任意の部分
舗装	基準高、延長、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	施工延長100mにつき1箇所以上 （ただし、100m以下の場合は2箇所以上）
法面	延長、幅、厚さ、法長、間隔	施工延長100mにつき1箇所以上 （ただし、100m以下の場合は2箇所以上）
基礎	基準高、根入長、偏心量	1基又は1目地間当たり1箇所以上
植栽	延長、幅、高さ、数量	適宜決定する
公安	延長、幅、高さ、数量	施工延長100mにつき1箇所以上 （ただし、100m以下の場合は2箇所以上）
維持修繕	延長、幅、厚さ、高さ等	施工延長100mにつき1箇所以上 （ただし、100m以下の場合は2箇所以上）
その他の構造物	工種に応じ、基準高、延長、幅、厚さ、高さ、深さ、法長等	同種構造物ごとに適宜決定する

備考

1. 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、品質証明書等により、検査することができる。
2. 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3（第5条関係）

品質検査

工 種		検査内容	検査頻度
共 通	材料	品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	観察又は品質証明により検査する。 場合により実測する。
	基礎工	支持力は、設計図書と対比して適切か。 基礎の位置、上部との接合部は適切か。	主に施工管理記録及び観察により検査する。場合により実測する。
	土工	土質、岩質は、設計図書と一致しているか。支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か。	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し、検査する。
舗 装	路盤工	路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	主に施工管理記録及び観察により検査する。場合により実測する。
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗装温度は設計図書と対比して適切か。	現地の観察及び施工管理記録により検査する。場合により実測する。

別表第4（第6条関係）

出来ばえ検査

工 種	検査内容	検査頻度
コンクリート構 造物工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の通り及び端部の処理 ・ 構造物の肌、端部の仕上げ状態 ・ クラック及び漏水 ・ 全体的な美観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観察により検査する。 ・ 場合により実測する。
土工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物へのすり付け状態 ・ 切土、盛土の端部の処理 ・ 全体的な美観 	
河川工事、 下水道工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工、構造物の通り及び端部の処理 ・ 構造物の肌、施工継目及び全体的な美観 ・ クラック及び漏水 ・ 管の通り、人孔のインバート仕上げ 	
橋梁工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部材表面の傷、割れ及び表面の補修箇所 ・ 溶接、塗装の均一性 ・ 全体的な美観 	
舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装の平坦性及び雨水処理状況 ・ 構造物の通り及び端部の処理 ・ 舗装の均一性及び構造物へのすり付け状態 ・ 全体的な美観 	
法面工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の通り及び端部の処理 ・ 構造物の肌、施工継目及び全体的な美観 ・ 植生の均一性、全体的な美観 	
基礎工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工、構造物の通り及び端部の処理 ・ 不可視部分の状態 	
塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装の均一性 ・ 表面の補修箇所 ・ 全体的な美観 	
植栽工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の活着状態 ・ 全体的な美観 	
公安施設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の通り及び端部の処理 ・ 部材表面の傷、割れ及び表面の補修箇所 ・ 全体的な美観 	
維持修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設構造物へのすり付け状態 ・ 小構造物の出来ばえ ・ 全体的な美観 	

電気設備工事	<ul style="list-style-type: none">・品質、性能及び構造物との取合い・安全、環境、維持管理への配慮・全体的な美観
上水道工事	<ul style="list-style-type: none">・弁筐等の仕上げ・全体的な美観

備考

1. この表にない工種については、当該工事の特性により適切な評価項目を追加して評価する。
2. 複数工種に及ぶ場合は、原則として主たる工種で評価する。